

小清水町公共工事中間前払金取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、小清水町契約に関する規則第 40 条第 2 項及び工事請負契約約款第 35 条の 2 の規定に基づき、公共工事に係る中間前払金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 中間前払金の対象工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- 1 請負代金額が 300 万円以上であること。
- 2 工期が 60 日以上であること。

(支払限度額)

第 3 条 中間前払金の額は請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、既に支払った前払金と合わせて請負代金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

(認定の要件)

第 4 条 町長は、次の各号のいずれにも該当する場合に中間前払金の認定を行うものとする。

- 1 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- 2 工程表により当該時期までに実施すべき工事が行われていること。
- 3 出来高が請負代金額の 50% 以上に達していること。

(認定請求)

第 5 条 受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、次の書類を町長に提出するものとする。

- 1 中間前払金認定請求書（様式第 1 号）
- 2 工事履行報告書（様式第 2 号）

(認定)

第 6 条 町長は前条の請求があったときは、内容を審査し、要件を満たすと認めるときは中間前払金認定調書（様式第 3 号）により認定するものとする。

(保証)

第 7 条 受注者は、中間前払金の支払を請求する場合は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を提出しなければならない。

保証事業会社とは、国土交通大臣が指定する保証事業会社をいう。

(部分払との関係)

第 8 条 受注者が中間前払金の支払を受けた場合は、工事請負契約約款第 3 8 条の規定による部分払を請求することができない。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。